

各位

一般財団法人なら建築住宅センター
理事長 伊伏 堅太郎

令和6年度 建築基準法第12条第1項に基づく
定期報告実務講習会（特定建築物）開催のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、一般財団法人なら建築住宅センター（以下「当センター」という）の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建築基準法第12条第1項に基づく定期報告実務講習会（特定建築物）を別紙により開催させていただきます。

これは定期報告業務を行っておられる皆様方の専門知識の維持、向上を目的として開催するものであり、奈良県下の建築物の安全・安心の確保のためにも是非、受講いただきますようお願い申し上げます。

受講に必要な様式（様式1-A、2-A、3、4、5）等を同封いたしますので、ご希望の方は2月25日（火）までに受講料8,000円（テキスト代及びセンター登録料含む）のお振込並びに各様式のご提出をお願いいたします。

なお、受講いただきました方は当センターが作成している資格者登録名簿（特定建築物・建築設備・防火設備）に掲載させていただくとともに、奈良市・橿原市・生駒市の地域に存する特定建築物、建築設備（昇降機を除く）及び防火設備の所有（管理）者に対して定期報告の案内通知を行う際に当該名簿を同封します。

また、当センターのホームページに当該名簿を掲載し、上記3市以外に存する当該建築物等の所有（管理）者にも周知してまいります。

やむを得ず内容を変更させていただく場合がございますが、その際はご了承ください。またお越し頂く際は、検温、マスクの着用、手指の消毒等、各自感染対策をして来場いただきますようお願い申し上げます。

【必ずお読みください】

- ・ 当センターの調査員資格者登録名簿は、法人ではなく、個人を登録していますので、ご登録者様本人が、部署移動や退職等により業務を継続できない場合、代替りの方に登録を変更することはできません。その場合は新規にお申込みください。
- ・ 振込手数料については、お振込人様のご負担をお願いいたします。
- ・ 複数名の方の受講料を合わせてお振込いただいた場合は、受講者全員の氏名を明記（様式5）していただきますようお願いいたします。
- ・ 受講料の振込（様式5）が確認できた方から受付完了となります。
- ・ 受付が完了しても受講いただけなかった場合、修了証の発行はできません。
- ・ 既納の受講料は返金いたしません。
- ・ 講習会開始30分を過ぎての入場はできません。
- ・ 講習会途中で退席された場合は、修了証をお渡しできないことがございますのでご了承ください。